

(公印省略)  
感疾第 30468-10 号  
令和 6 年 8 月 20 日

群馬県医師会長  
群馬県歯科医師会長  
群馬県獣医師会長  
群馬県薬剤師会長  
群馬県看護協会会長  
群馬県臨床検査技師会長  
群馬県診療放射線技師会長  
群馬県栄養士会長  
群馬県理学療法士協会会長

様

群馬県健康福祉部  
感染症・疾病対策課長 武智 浩之

新たな感染症拡大に備えた保健所支援要員 (IHEAT) への登録について (依頼)

日頃から、本県の感染症対策の推進につきまして、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対応においては、各保健所が地域における健康危機対応の中核的機関としての役割を求められたことから、継続的な業務逼迫が生じました。こういった新型コロナウイルス感染症対応の課題を鑑み、次の感染症の発生及びまん延に備え、保健所体制の一層の強化を図るため、地域保健法 (昭和 22 年法律第 101 号) が改正され、新型インフルエンザ等の感染拡大時において、医師、保健師、看護師等の外部の専門職により保健所等の業務を支援する仕組み (IHEAT: Infectious disease Health Emergency Assistance Team) が法制化されました。

つきましては、新たな感染症の拡大に備え本県の IHEAT 要員を確保したいので、下記について、貴会会員に周知していただくとともに、登録について積極的に御検討いただくよう御案内いただきますようお願いいたします。

なお、すでに登録済みの方には、下記について御案内をお願いいたします。

## 記

### ○IHEAT 要員の新規登録について

感染危機発生時には、専門職の皆様の御協力が必要ですので、別添チラシを御確認のうえ、IHEAT. JP への御登録についての御検討を賜りますよう、何卒よろしく御願申し上げます。

〈参考〉「～新型インフルエンザ等発生時における対応人材～IHEAT (アイヒート) へのご協力をお願いします!」チラシ

○既に IHEAT 要員登録済みの方について

IHEAT 運用要領の改正に伴い、規約が一部変更されるとともに、第 1 支援自治体及び第 2 支援自治体の登録が必要となりました。

システムにログインしていただき、規約の同意と、支援自治体の御確認及び御登録をお願いいたします。

第 1 支援自治体：IHEAT 登録者の居住地又は勤務地の保健所設置自治体。

群馬県の場合、保健所設置自治体は「前橋市」、「高崎市」又は「群馬県」（前橋市及び高崎市以外）となります。

第 2 支援自治体：第 1 支援自治体が「前橋市」又は「高崎市」の場合で、支援可能な地域を「群馬県内」とした場合、「群馬県」が第 2 支援自治体となります。

○群馬県の IHEAT 要員登録者数（令和 6 年 8 月 19 日現在）

42 人（医師 2 人、歯科医師 1 人、薬剤師 1 人、保健師 11 人、看護師 15 人、助産師 1 人、管理栄養士 3 人、理学療法士 7 人、准看護師 1 人）

※なお、システム改修中により、規約に同意していない者も含む。

〈参考〉

・群馬県ホームページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/659007.html>

・IHEAT. JP システム：<https://iheat.jp/>

・日本公衆衛生協会：

<https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwiRzcOGztyHAXkk1YBHSAuDTMQFnoECBUQAQ&url=http%3A%2F%2Fwww.jpha.or.jp%2Fsub%2Fmenu042.html&usg=AOvVaw2FffULjebzefORibQrdk4M&opi=89978449>

担当：感染症対策係 染谷

電話：027-226-3316

mail：someya-ru@pref.gunma.lg.jp